

**全水道共済なら  
団体割引 20.0%適用**

記載の団体割引は、当該団体に対する割引率です（個々の割引率は異なります）。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績（契約件数・損害率）で決まるため、変動することがあります。

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

全水道共済推進本部版

2025年4月改定(2025年4月版)

【新制度適用開始】

新規：効力開始日 2025年3月1日より  
継続：2025年3月31日満期更新より

◆ 団体割引は多くの組合員の利用と安全運転により支えられています。

おすすめ安心タイプ

## ＼20等級でこの掛金！／



ミニバン シエンタの場合(掛金例)



軽自動車 N-BOXの場合(掛金例)

算出条件

- 型式：MXPL15G 型式発売年月：令和4年8月
- 初度登録年月：令和6年10月
- 型式別掛金クラス：対人6、対物7、人傷9、車両8
- 車両共済金額：285万円(自己負担額10万円)

- 運転者年齢条件：35歳以上補償
- 主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満
- 弁護士費用等補償特約：付帯あり
- ※その他条件は下記のとおり

- 型式：JF6 型式発売年月：令和5年10月
- 初度検査年月：令和6年10月
- 型式別掛金クラス：対人4、対物4、人傷6、車両4
- 車両共済金額：195万円(自己負担額10万円)

- 運転者年齢条件：35歳以上補償
- 主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満
- 弁護士費用等補償特約：付帯あり
- ※その他条件は下記のとおり



AEB割引



新車割引



ハイブリッド車  
割引



運転者本人・  
配偶者限定特約



AEB割引



新車割引



運転者本人・  
配偶者限定特約

おすすめ  
安心タイプ

人身傷害補償  
**最高5,000万円**  
(被共済者1名につき)

対人賠償  
**無制限**  
(被害者1名につき)

対物賠償  
**無制限**  
(1事故につき)

車両損害補償  
**一般補償**



弁護士費用等  
補償特約

マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日受付

\*サービスのご利用には一部制限があります。

\*全損・分損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となったときの代車費用、遠隔地で事故にあったときの修理車両の車両搬送費用、車両引取費用、代替交通費用、事故や盗難により発生した身の回り品の損害を補償します。

\*効力開始日、試算日によっては型式別掛金クラスや車両共済金額の変動などにより、実際の掛金と異なる場合があります。

\*AEB割引は、「車台番号」と「型式発売年月」をもとに適用しています。

\*【団体割引について】団体割引率は当該団体に対する割引率です（契約個々の割引率は異なる場合があります）。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績（契約件数・損害率）で決まるため、変動することがあります。団体割引は、多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

WEBでお見積もりをご希望の方

全水道の場合、県番号は「5 6」です。

STEP1

スマホで  
カンタン  
こちらから



車検証・保険証券(共済契約証書)等の画像  
を撮影し、資料の送付先をご入力ください。  
※新規購入等で、車検証がお手元にない場合は、  
ご購入時の注文書(売買契約書等)で代用可能です。

STEP2

自動車検査証



車検証

保険証券(共済契約証書)

STEP3

「ご要望プラン(現在ご加入の補償内容と同程度のプラン)」と「おすすめ安心タイプ」のお見積書をお届けします。

見積依頼書でお見積もりをご希望の方

見積もりパターンは2通り!

① 現在ご加入の補償内容と同程度のプランでお見積もり

裏面の見積依頼書①にご記入のうえ、車検証・保険証券(共済契約証書)の写しと一緒にご提出ください。

② 「おすすめ安心タイプ」でお見積もり

裏面の見積依頼書にご記入のうえ、「車検証」または「売買契約書」の写しと一緒にご提出ください。

※売買契約書の場合、ご加入の際は車検証の写しの提出が必要です。

まずは  
お見積  
もりを!

<電子車検証をお持ちの方へ>車検証を自動車検査証記録事項と読み替えてください。

くみん共済(全労済)職域生協統括本部



**全水道共済**  
全日本水道労働者共済生活協同組合

お申し込み・資料請求などの問い合わせ先  
TEL 03-3818-6031 FAX 03-3818-6788

受付時間 10:00~16:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

たすけあいから生まれた保障の生協です

「くみん共済 coop」は営利目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

# マイカー共済 見積依頼書

[見積依頼書の提出先：所属の組合もしくは全水道共済推進本部]



マイカー共済のお見積もり1件につき、  
横断旗を1本寄贈する取り組みを実施中です！  
詳しくはプロジェクトサイトをご覧ください。  
<https://www.zenrosai.coop/anshin/7pj.html>



## 1 必ず記入してください。

契約者 氏名	フリガナ	契約者はすでに こくみん共済 coop の組合員ですか。 〔はい〕 〔いいえ〕	契約者 生年月日	昭和 年 平成 年 西暦 年 月 日	掛金の 支払方法 〔月払い〕 〔年払い〕	ご希望のお支払方法をお選びください。
勤務先						※事故有係数適用期間は現在ご加入の保険証券などでご確認ください。
主たる 被共済者* 氏名	フリガナ	契約者の続柄 〔本人〕 〔配偶者〕 〔同居親族〕	主たる 被共済者* 生年月日	昭和 年 平成 年 西暦 年 月 日	事故 有係数 適用期間 〔なし〕 〔あり〕	年
保険会社 (共済)	現在ご加入の自動車保険(共済)があればご記入ください。 〔なし〕 / 〔あり〕 → [ ]		保険・共済 満期日	平成 年 令和 年 西暦 年 月 日	現在の 等級	等級
車名	例:プリウス、フィットなど		仕様 (グレード)			

\*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を主に使用する者とします。  
契約者と異なる場合のみ、氏名・生年月日をご記入ください。

## 2 車検証(写)を添付できない場合には、以下を記入してください。

ナンバー	例:品川、横浜 [ ] [ ] かな [ ] [ ]	車種 該当する番号 に〇をつけて ください。	10. 普通・小型乗用車 21. 軽四輪乗用車 22. 軽四輪貨物車 60. キャンピング車(車両補償はありません)	15. 小型貨物車(最大積載量2t以下) 50. 普通貨物車(最大積載量2t以下) 30. 二輪自動車 40. 原動機付自転車
初度登録 (検査)年月	〔平成〕 年 〔令和〕 月	排気量	L	車台番号
型式	AEB 装置	〔あり〕 〔なし〕	※初度登録(検査)年月は車検証・保険証券(共済契約証書)等でご確認ください。 ※普通貨物車の車両損害補償は最大積載量0.5t以下に限ります。 ※AEB装置が搭載されても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。	

## 3 該当する、または希望される特約・割引に☑を入れてください。

<b>運転者年齢条件</b>	<b>子供特約</b>	<b>運転者本人 限定特約9%割引</b>	<b>運転者本人・配偶者 限定特約6%割引</b>
<input type="checkbox"/> 運転者の年齢を限定することで、掛金を割引します。  <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上	<input type="checkbox"/> お子さま専用の年齢条件を設定することで、掛金を割引します。  <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上	<input type="checkbox"/> お車を運転される方を主たる被共済者に限定する場合に、掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> お車を運転される方を主たる被共済者とその配偶者に限定する場合に、掛金を割引します。
<b>ハイブリッド車割引3%割引</b>	<b>福祉車両割引7%割引</b>	<b>セカンドカー割引 2台目以降は7等級</b>	<b>新車割引 〔基本補償・車両損害補償〕</b>
<input type="checkbox"/> お車が低公害自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス自動車、燃料電池自動車)の場合に、掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> お車が福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> 1台目(他損保・共済契約も可)の無事故割引等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。	<input type="checkbox"/> 効力開始日がお車(普通・小型乗用車、軽四輪乗用車)の初度登録(検査)年月の翌月から49ヵ月以内の場合に、掛金を割引します。
<b>複数契約割引3%割引</b>	<b>人身傷害の被共済自動車 搭乗中のみ補償特約 19%割引(四輪の場合)</b>	<b>新車割引 〔基本補償・車両損害補償〕</b>	
<input type="checkbox"/> すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金を割引します。 ※ 他損保・共済契約は含みません。	<input type="checkbox"/> 被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合には、人身傷害補償の掛金を割引します。		

<b>さらに すると 安心!</b>	<input type="checkbox"/> <b>自転車賠償責任補償特約</b>	<input type="checkbox"/> <b>交通事故危険 補償特約</b>	<input type="checkbox"/> <b>車両損害の無過失 事故に関する特約</b>
	<input type="checkbox"/> <b>地震・噴火・津波に関する 車両全損時一時金補償特約</b>	<input type="checkbox"/> <b>マイバイク特約</b>	<input type="checkbox"/> <b>弁護士費用等 補償特約</b>

<b>補償の重複についての ご注意</b>	次の補償または特約をご契約される場合、被共済自動車以外にも自動車(二輪・原付を含む)を所有され、その自動車(二輪・原付を含む)に、同種の補償をご契約されているときは、主たる被共済者またはそのご家族の補償が重複することがあります。 ●人身傷害補償 ●マイバイク特約 ●弁護士費用等補償特約 ●自転車賠償責任補償特約 ●交通事故危険補償特約	※左記の補償や特約を1契約のみにご契約されている場合、そのご契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、「補償されない」ことがありますので、ご注意ください。 ※ご契約にあたっては、補償内容を充分にご確認いただくとともに、詳しくはこくみん共済 coop までお問い合わせください。
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※このチラシは、マイカー共済の概要を説明したものです。ご契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

※この見積依頼書に記載いただいた個人情報は、掛け金見積もりを行うために活用するほか、こくみん共済 coop の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

<電子車検証をお持ちの方へ>車検証を自動車検査証記録事項と読み替えてください。

(2025.01.ZS)